

平成 3 0 年 定例第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 3 0 年 9 月 3 日

閉 会 平成 3 0 年 9 月 1 8 日

新 得 町 議 会

平成 3 0 年定例第 3 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (3 0 . 9 . 3)

○開会の宣告		4
○開議の宣告		4
○日程第 1 会議録署名議員の指名		4
○日程第 2 会期の決定		4
○諸般の報告 (第 1 号)		4
○行政報告		5
○日程第 3 報告第 2 号	平成 2 9 年度財政健全化判断比率等の報告 について	5
○日程第 4 報告第 3 号	専決処分の報告について (新得町営土地改 良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一 部を改正する条例の制定について)	5
○日程第 5 報告第 4 号	専決処分の報告について (国民健康保険条 例の一部を改正する条例の制定について)	6
○日程第 6 認定第 1 号	平成 2 9 年度新得町各会計歳入歳出決算認 定について	6
○日程第 7 認定第 2 号	平成 2 9 年度新得町水道事業会計決算認定 について	6
○日程第 8 議案第 5 4 号	教育委員会委員の任命同意について	6
○日程第 9 議案第 5 5 号	町税条例等の一部を改正する条例の制定に ついて	8
○日程第 1 0 議案第 5 6 号	平成 3 0 年度新得町一般会計補正予算	1 0
○日程第 1 1 議案第 5 7 号	平成 3 0 年度新得町国民健康保険事業特別 会計補正予算	1 2
○日程第 1 2 議案第 5 8 号	平成 3 0 年度新得町介護保険特別会計補正 予算	1 3

○日程第 1 3	議案第 5 9 号	平成 3 0 年度新得町簡易水道事業特別会計 補正予算	1 3
○日程第 1 4	議案第 6 0 号	平成 3 0 年度新得町公共下水道事業特別会 計補正予算	1 4
○日程第 1 5	議案第 6 1 号	平成 3 0 年度新得町水道事業会計補正予算	1 5
○日程第 1 6	意見案第 7 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策 の充実・強化を求める意見書	1 6
○休会の議決			1 6
○散会の宣告			1 6

第2日（30. 9. 14）

○開議の宣告	1 9
○諸般の報告（第2号）	1 9
○日程第1 一般質問	1 9
〔一般質問〕	
長野 章 議員 ・ 浜田町政第4期公約の進ちょく状況は	1 9
貴戸 愛三 議員 ・ 高齢者への交通支援策を	2 5
廣山 輝男 議員 ・ 「タブレット導入」にともなう児童生徒の健康面等 の具体的な対策は	2 8
○休会の議決	3 1
○散会の宣告	3 1

第3日（30. 9. 18）

○開議の宣告	35
○諸般の報告（第3号）	35
○日程第 1 議案第62号 平成30年度新得町一般会計補正予算	35
○日程第 2 認定第63号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	36
○日程第 3 認定第64号 議員派遣の件	37
○日程第 4 認定第 1号 新得町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査結果報告書	38
○日程第 5 認定第 2号 新得町水道事業会計決算特別委員会の審査結果報告書	38
○日程第 6 意見案第7号 審査結果について	38
○日程第 7 意見案第8号 J R 根室本線新得一東鹿越間の早期災害復旧と路線維持を求める意見書	39
○日程第 8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について	40
○閉会の宣告	40

第 1 日

平成30年第3回新得町議会定例会（第1号）

平成30年9月3日（月曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	報 告 第 2 号	平成29年度財政健全化判断比率等の報告について
4	報 告 第 3 号	専決処分の報告について（新得町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
5	報 告 第 4 号	専決処分の報告について（国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
6	認 定 第 1 号	平成29年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
7	認 定 第 2 号	平成29年度新得町水道事業会計決算認定について
8	議 案 第 5 4 号	教育委員会委員の任命同意について
9	議 案 第 5 5 号	町税条例等の一部を改正する条例の制定について
10	議 案 第 5 6 号	平成30年度新得町一般会計補正予算
11	議 案 第 5 7 号	平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
12	議 案 第 5 8 号	平成30年度新得町介護保険特別会計補正予算
13	議 案 第 5 9 号	平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
14	議 案 第 6 0 号	平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 5	議 案 第 6 1 号	平成30年度新得町水道事業会計補正予算
1 6	意 見 案 第 7 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
報告第 2 号	平成29年度財政健全化判断比率等の報告について
報告第 3 号	専決処分の報告について（新得町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 4 号	専決処分の報告について（国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
認定第 1 号	平成29年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成29年度新得町水道事業会計決算認定について
議案第 5 4 号	教育委員会委員の任命同意について
議案第 5 5 号	町税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 6 号	平成30年度新得町一般会計補正予算
議案第 5 7 号	平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 5 8 号	平成30年度新得町介護保険特別会計補正予算
議案第 5 9 号	平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第 6 0 号	平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 6 1 号	平成30年度新得町水道事業会計補正予算
意見案第 7 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	浜	田	正	利
教	育		長	武	田	芳	秋
監	査	委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務	課	渡	辺	裕
地	域	戦	東	川	恭
町	民	課	鈴	木	貞
保	健	福	坂	田	洋
施	設	課	初	山	一
産	業	課	石	塚	將
税	務	出	佐	々	木
児	童	保	中	村	隼
消	防	署	増	田	勝
産	業	課	福	原	和
産	業	課	桑	野	浩
屈	足	支	中	村	恒
児	童	保	桂	田	吉
庶	務	防	小	林	健
財	政	係	本	郷	潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成30年定例第3回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、6番、若杉政敏議員、7番、湯浅真希議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第3回定例町議会の会期につきましては、去る8月24日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から9月18日までの16日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から9月18日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの16日間と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 6月5日、定例第2回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

2ページ、6月8日に菅野光民氏の慰霊式を挙行いたしました。

氏が1918年、大正7年6月9日にトムラウシ地域の探索中に熊に襲われ犠牲になってから100年を迎えるにあたり、功績に感謝をするとともに、氏の志を受け継ぎ、ふるさと新得を今まで以上につくり上げる努力をしていくことをお誓いしたところであります。

次に7ページであります。7月23日、宮崎県五ヶ瀬町長ほか職員が来庁されました。そば焼酎が縁で1988年、昭和63年6月に姉妹町の盟約を締結し、30年の節目を迎えました。これを機に原田五ヶ瀬町長が来町されたわけですが、両町の今後の一層の交流を深めていくことを確認をしました。あわせて、交換林の売却代金の目録についても手渡しをしたところであります。

なお、五ヶ瀬町にあります本町の交換林につきましては、来年度以降、適切な時期に伐採するということになっております。

次に12ページであります。8月30日に決算審査意見書の提出がありました。平成29年度の各会計の決算審査意見書をいただいたわけですが、今議会の中で審査につきまして、あらためて各議員の方からご発言をいただければと思っております。

次に災害関連につきまして申し上げます。台風被害から2年がたちまして、ほぼ公共施設のインフラの復旧工事については完了もしくは工事中であります。北海道の管理河川の復旧関連の工事だけが残っているような状況にありまして、北海道の発注等が終わった段階であらためて詳細についてご報告をさせていただきたいと思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 報告第2号 平成29年度財政健全化判断比率等の報告について

◎菊地康雄議長 日程第3、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、並びに第22条第1項の規定に基づき、平成29年度財政健全化判断比率等の報告がありました。お手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第2号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（新得町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

◎菊地康雄議長 日程第4、報告第3号、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第3号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

◎菊地康雄議長 日程第5、報告第4号、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第4号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第6 認定第1号 平成29年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎菊地康雄議長 日程第6、認定第1号、平成29年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員、長野章議員と、議長を除く10名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については10名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第7 認定第2号 平成29年度新得町水道事業会計決算認定について

◎菊地康雄議長 日程第7、認定第2号、平成29年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員、長野章議員と、議長を除く10名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については10名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第8 議案第54号 教育委員会委員の任命同意について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第54号、教育委員会委員の任命同意についてを議題とい

たします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎**金田將副町長** 議案第54号、教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

長年にわたり、教育委員会委員として本町教育行政に特段のご尽力をいただきました太田百美子氏は、この9月30日をもって任期満了となり、ご勇退されることとなりました。太田氏には、平成25年10月から2期、5年間、本町の教育振興に多大なるご貢献をいただきました。

この間の長年にわたるご労苦に対しまして、あらためて感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、新得町屈足旭町4丁目1番地26、又原聖子氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

又原氏は、昭和41年生まれの52歳であります。新得保育所で臨時保育士、また、NPO法人「ちいさな手」で放課後の障がい児童・生徒との日中一時支援に関わっていただくなど、児童教育に熱心なかとでおられます。

人格識見ともに優れ、教育委員会委員として適任と思いますので、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎**菊地康雄議長** 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎**菊地康雄議長** ただいまの出席議員数は12人ですが、議長を除くと11人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 異議なしと認めます。

よって、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎**菊地康雄議長** 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任命同意について、同意を可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、「否」とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 1 票、

そのうち有効投票 1 1 票、

無効投票 0 票。

有効投票中 賛成 1 1 票、

反対 0 票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第9 議案第55号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第55号、町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐々木税務出納課長。

[佐々木隼人税務出納課長 登壇]

◎佐々木隼人税務出納課長 議案第55号、町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず条例の体系についてですが、本条例は条立てとなっておりまして、第1条から第5条は、通常の町税条例の一部改正であります。第6条では、平成27年に議決をいただきました条例第16号の一部を改正する条例の一部改正となっております。

16ページをお開きください。下段になります、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行にともなう関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令平成30年総務省令第24号

および同省令第25号が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

17ページを御覧ください。主な改正内容でございますが、1点目として、個人の住民税の非課税の範囲についてであります。第24条第1項第2号関係では、障がい者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の前年の合計所得金額要件について、現行の125万円以下を135万円以下に改正するものであります。同じく、第24条第2項関係では、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備と均等割非課税限度額を引き上げるものであります。

2点目として、所得控除・調整控除についてであります。第34条の2関係では、所得控除について、基礎控除額に所得要件を創設する改正と第34条の6関係では、調整控除について、調整控除額に所得要件を創設する改正をするものであります。

3点目として、法人の町民税の申告納付についてであります。第48条関係では、大法人（資本金1億円超）に対する申告書の電子情報処理組織による提出業務について規定するものであります。

4点目として、製造たばこの区分についてであります。第92条関係では、製造たばこの区分に、新たに加熱式たばこを追加するものであります。

5点目として、製造たばことみなす場合についてであります。第93条の2関係では、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混交物を充てんしたもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、前2社から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入したもののについては、製造たばことみなすこととするものであります。

6点目として、たばこ税の課税標準についてであります。第94条関係では、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方法として平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する等の規定を整備するものであります。

7点目として、たばこ税の税率についてであります。第95条関係では、たばこ税の税率を1,000本あたり、現行5,262円から、平成30年10月1日には5,692円、平成32年10月1日には6,122円、平成33年10月1日には6,552円と3段階で引き上げるものであります。

8点目として、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等についてであります。附則第5条第1項関係では、所得割非課税限度額を引き上げるものであります。

9点目として、字句等の整備についてであります。法律等の改正により、第23条、第36条の2、第96条、第98条、および附則第17条の2を整備するものであります。

10点目として、平成27年改正条例の附則第6条関係の改正についてであります。平成27年改正条例において、講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものであります。

11点目として、条文の整理であります。法律等の改正により第92条の2の条例の条ずれによる改正をするものであります。

8ページに戻りまして、附則として、第1条ではそれぞれの施行期日を、第2条では町民税に関する経過措置を、第3条、第6条および第8条では町たばこ税に関する経過措置を、第4条、第7条および第9条では改正実施時期の手持品たばこに係る町たばこ税に課する規定を、第5条では手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置を定めております。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[佐々木隼人税務出納課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第56号 平成30年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第56号、平成30年度新得町一般会計補正予算を議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第56号、平成30年度新得町一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万4,000円を追加し、予算の総額を75億6,719万円とするものでございます。第2条は地方債の変更によるものでございます。

4ページをお開きください。第2表、地方債補正では、1事業の追加、11事業の限度額の変更について計上してございます。

13ページ歳出をお開きください。2款、総務費、一般管理費、14節、使用料及び賃借料では、平成32年度から始まる会計年度任用職員制度に向けて、例規整備を支援するシステム使用料を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、14ページをお開きください。3款、民生費福祉対策費、15節、工事請負費では、平成30年6月の地震により大阪府で起きた塀の倒壊事故を受け調査した結果、現行の基準を満たしていないことが判明した3カ所のブロック塀のうち、身障者福祉館のコンクリートブロック造塀について解体するため、社会福祉センター等整備工事費を新たに計上してございます。13節、委託料では、制度改正に伴う医療給付システムの改修が必要なことから、医療給付システム改修委託料を新たに計上してございます。28節、繰出金では、介護保険特別会計への基準繰出金を増額してございます。

下段から15ページにかけての、へき地保育所費、19節、負担金、補助及び交付金では、配置保育士の変更に伴う賃金の増および設備修繕により、こじか園運営協議会補助金を増額してございます。子育て支援費、13節、委託料では、策定が義務付けられております子ども・子育て支援事業計画の作成に必要な事前調査の専門性等から、委託により作成するため、子ども・子育て支援事業計画事前調査業務委託料を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、16ページをお開きください。4款、衛生費予防費、15節、工事請負

費では、屈足の松崎歯科の塀を解体するため、松崎歯科医院組積造塀（そせきぞうへい）解体工事費を新たに計上してございます。環境衛生費、28節、繰出金では、簡易水道事業特別会計への補てん的繰出金を新たに計上してございます。総務費、13節、委託料では、一般廃棄物処理の広域化に向けた検討資料作成のため、一般廃棄物広域化処理検討業務委託料を新たに計上してございます。

17ページに移りまして、6款、農林水産業費、農業振興費、19節、負担金、補助及び交付金では、種子馬鈴しょ生産の作業省力化に係る機械導入として、畑作構造転換事業補助金を、そば収穫に係る機械導入として、産地パワーアップ事業補助金を増額および新たに計上してございます。農村総合整備事業費、19節、負担金補助及び交付金では、道営事業の工事仕様等の変更に伴い、上佐幌西地区草地整備事業に係る道営事業地元負担金を増額してございます。

1枚めくりまして、18ページをお開きください。町有林野管理費は、財源の移動のみの補正でございます。

19ページに移りまして、7款、商工費狩勝高原整備費、15節、工事請負費では、大雨により被害を受けた狩勝ポッポの道の法面の改修として、狩勝ポッポの道法面改修工事費を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、20ページをお開きください。8款、土木費道路新設改良費は、財源の移動のみの補正でございます。

21ページに移りまして、9款、消防費消防組合費は財源の移動のみの補正でございます。

1枚めくりまして、22ページをお開きください。10款、教育費、校管理費、13節、委託料では、新得小学校の小荷物専用昇降機および屈足小学校の地下タンクについて、新たに点検が必要なことから、学校施設点検委託料を新たに計上してございます。中段の学校管理費、11節、需用費では、老朽化による屈足中学校軒天の補修のため、修繕料を増額してございます。15節、工事請負費では、屈足中学校の電気暖房について、高圧受電設備の絶縁が低下しており改修が必要なことから、中学校施設設備整備工事費を増額してございます。下段から23ページにかけての、社会教育総務費については、姉妹町盟約締結30周年記念手話普及啓発事業として五ヶ瀬町に随行する職員の旅費を新たに計上してございます。中段の図書館費、15節、工事請負費では、図書館の塀を基準に適合する高さとするため、図書館補強ブロック造塀改修工事費を新たに計上してございます。下段の保健体育費は、財源の移動のみの補正でございます。

1枚めくりまして、24ページをお開きください。14款、災害復旧費公共土木施設災害復旧費、14節、使用料及び賃借料では、橋りょう工事の遅れにより、本通橋および神社橋架け替えに伴う水道仮設管の借り上げ期間が延びたことから、資機材借上料を増額してございます。

8ページ歳入にお戻りください。15款、道支出金災害復旧費負担金では、災害復旧事業に係る財源として、本通橋水道管移設負担金および神社橋水道管移設負担金をそれぞれ増額してございます。中段の民生費補助金では、医療給付システム改修に係る補助として、重度心身障がい者医療給付事業補助金を増額してございます。下段の農林水産業費補助金では、畑作構造転換事業補助金および産地パワーアップ事業補助金を、それぞれ増額および新たに計上してございます。

9ページに移りまして、17款、寄附金、総務費寄附金では、総務管理費寄附金として1件のご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

なお、この寄附金は、輝一夜新得花火大会実行委員会補助金の財源としてございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、公共施設整備基金繰入金および財政調整基金繰入金をそれぞれ減額してございます。

11ページに移りまして、11ページから12ページでの、21款、町債では、限度額の確定や同意予定に伴う起債額の変更と、新たに適用見込みとなった事業の追加について計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第56号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度新得町国民健康保険事業特別会計 補正予算

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第57号、平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第57号、平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万3,000円を追加し、予算の総額を7億3,483万7,000円とするものでございます。

7ページ歳出をお開きください。7款、諸支出金では、平成29年度分の医療費精算に伴う返還金が生じたため、補助金等返還金を新たに計上してございます。

6ページ歳入にお戻りください。4款、繰入金では、今回補正の財源調整として、基金繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第58号 平成30年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第58号、平成30年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第58号、平成30年度新得町介護保険特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万円を追加し、予算の総額を7億6,434万円とするものでございます。

10ページ歳出をお開きください。1款、総務費では、法改正に伴うシステム改修として、介護支払システム保険者業務負担金を増額してございます。

11ページに移りまして、5款、諸支出金では、平成29年度分の地域支援事業交付金の精算に伴う返還金が生じたため、補助金等返還金を増額してございます。

6ページ歳入にお戻りください。2款、国庫支出金では、平成29年度事業費確定に伴う追加交付分として、過年度分の介護給付費負担金を、新たに計上してございます。

7ページに移りまして、3款、道支出金では、平成29年度事業費確定に伴う追加交付分として、過年度分の介護給付費負担金を、新たに計上してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。4款、支払基金交付金では、平成29年度事業費確定に伴う追加交付分として、過年度分の介護給付費交付金および地域支援事業交付金を、新たに計上してございます。

9ページに移りまして、6款、繰入金では、今回補正の財源調整として一般会計繰入金および介護給付費準備基金繰入金をそれぞれ増額および減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第59号 平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第59号、平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予

算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎**金田將副町長** 議案第59号、平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ248万円を追加し、予算の総額を5,707万2,000円とするものでございます。

7ページ歳出をお開きください。1款、事業費では、漏水事故に伴う修繕料および漏水時の水運搬に伴う通信運搬費をそれぞれ増額してございます。

6ページ歳入にお戻りください。2款、繰入金では、今回補正の財源調整として、一般会計繰入金、補てん的繰入金を新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎**菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎**菊地康雄議長** 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎**日程第14 議案第60号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算**

◎**菊地康雄議長** 日程第14、議案第60号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎**金田將副町長** 議案第60号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万3,000円を追加し、予算の総額を3億3,831万6,000円とするものでございます。

7ページ歳出をお開きください。1款、事業費では、橋りょう工事の遅れにより、本通橋および神社橋架け替えに伴う下水道仮設管借り上げ期間が延びたことから、資機材借上料を増額してございます。

6ページ歳入にお戻りください。4款、道支出金では、災害復旧事業に係る財源として、本通橋下水道管移設負担金および神社橋下水道管移設負担金をそれぞれ増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎**菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第61号 平成30年度新得町水道事業会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第15、議案第61号、平成30年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第61号、平成30年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、平成30年度新得町水道事業会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。第2条では、収益的収入支出予定額について、補正をするものでございます。第3条では、予算第4条本文かつ書きにおける資本的収入が資本的支出に対して不足する額の補てん内容の改定、資本的収入支出予定額について補正をするものでございます。

2ページをご覧ください。収益的収入および支出の支出では、第1款、第1項、営業費用で旧取水口整備に係る修繕費として59万4,000円を増額し計上しております。

資本的収入および支出の支出では、第1款、第1項、建設改良費で新得浄水場機器単価策定業務に係る委託料として236万9,000円を新たに計上しております。

次の3ページから6ページにかけては、今回の補正にともなうキャッシュフロー計算書、予定貸借対照表の資料でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 意見案第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第16、意見案第 7 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第 7 号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9 月 4 日から 9 月13日までの10日間、休会することにいたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、9 月 4 日から 9 月13日までの10日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 10 時 52 分）

平成30年第3回新得町議会定例会（第2号）

平成30年9月14日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教	長	武	田	芳	秋
監	員	下	浦	光	雄
査					
委					

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務	課	渡	辺	裕
					之

地 町 保 施 産 税 児 消 総 産 産 屈 庶 財	域 健 設 務 童 務 業 足 務 政	戦 民 福 業 出 保 防 課 課 支 防 政	略 課 社 課 納 育 署 長 長 長 災 係	室 課 課 課 課 補 補 所 係	長 長 長 長 長 佐 佐 長 長 長	東 鈴 坂 初 石 佐 中 増 長 福 桑 中 小 本	川 木 田 山 塚 木 村 田 濱 原 野 村 林 郷	恭 貞 洋 一 將 隼 勝 和 浩 恒 吉 健	一 行 一 也 照 人 志 彦 清 之 雄 克 利 潤
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 社 学	校 会 校	教 教 教	育 育 育	課 課 課	長 長 長 補	佐 岡 安	藤 田 達	博 徳 貴	行 彦 広
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	岡 村 力 蔵
------------------	------------------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 記 書	橋 菊 場 地 め ぐ み 克 浩
----------------------------	---

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で、通告にしたがい町長の公約の進ちょく状況はということでお伺いいたします。

1. 浜田町政第4期公約の進ちょく状況は

浜田町政第4期目公約の実現に向けて鋭意努力中とは思いますが、16の重点政策が公約としてあり、この公約の中に浜田町政1期目からの継続した政策があると思われれます。

町長に就任して13年になります。それらも含めて町民と約束した公約で進んでいるもの、進んでいないものがあると思いますが、その進ちょく状況について伺います。

私はこの間、一般質問で多くの政策課題について質問しましたが、町長から答弁をいただくのはスピード感を持って対応するというような答弁を毎回のようにならしていただいております。それであれば課題の解決に向けての取り組み、今後の工程をぜひ明らかにしてほしいと考えます。

公約全部が私も実現するとは思っていませんけれども、その中でも「これだけは町長の間にやりたい」というものはぜひ町民に向かって話をさせていただければと思っておりますので、公約実現に向かっては、費用と時間が必要と認識しておりますけれども、今日までに達成できていないと思われる以下2点について伺います。皆さんが一般質問しておりますけれども、道の駅の設置。それから狩勝高原園地再整備ですが、どうするのか伺いたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

平成17年8月に町長に就任させていただいてから、町民の皆様、議員各位のご支援のもと、これまで13年間にわたり町民の生活を支えることを念頭に町政運営に全力で取り組んでまいりました。

あらためて公約とまちづくりを進める上での、私の基本的な姿勢について述べさせて

いただきますが、自分の育った経験から「三世代のつどうまち」をビジョンとして掲げ、世代間のつながりの中で町全体に活力が生まれるという考えのもとに、経済、協働、安心・安全、人材育成の4つをキーワードとして、その時々的情勢に応じた課題について判断し、できることできないこと、それぞれ常にスピード感を意識して取り組んでまいりました。

政策を推進するにあたっては、町民との対話重視を基本とし、現場に足を運び、町民の皆さんの意見に耳を傾け、一緒になって汗を流したいという思いの中で、改選期ごとに政策の内容とまちづくりの考え方を職員と共有しながら議論を深め、事業の具現化を進めてまいりました。

4期目にあたっては、平成28年台風被害の復興とこれまでの3期12年間の公約の中で積み残した政策について、財源も含めて1つずつ課題を整理した中で、これまで以上に汗を流して努力し、あわせて次の世代を担う人材を育成しながら早期実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、具体的な項目のご質問についてであります。1点目の道の駅の設置についての考え方につきましては、平成28年3月議会で長野議員からのご質問にお答えしておりますが、ぽっかぽか心トークや子ども議会、まちづくり推進協議会などにおいて道の駅設置を求める声が寄せられる中、町としても必要性の認識を持っているところであります。

その上で、今後の方向性については現在取り組みを進めております、追加インターチェンジとのセットでの設置や、駅前周辺の再整備の状況を見ながら市街地や国道沿いでの設置について、新たな交流人口の増加に向けて必要な機能等についての調査研究を庁舎内から進めてまいります。

2点目の狩勝高原園地再整備についてであります。平成23年度から狩勝高原園地再整備の基本計画の策定に向け、企画提案型による委託業者を選定し整備を検討しております。

その後、今ある資源の磨き上げや、町民の関心、周辺事業者との協力などを目的に、3年間の試験的な取り組みを行い、再整備計画の検証や方向性を確認してきたところであります。

平成27年には、庭園と鉄道の再整備コンセプトは十分に魅力的で、集客効果があるとの検証がなされたことにより、整備計画の全体像を具現化するとともに、持続可能な園地とするため、実施設計業務を実施しました。

この成果をもとに、昨年8月には、再整備事業計画案現地説明会、再整備事業案に対するパブリックコメントを実施するとともに、駐車場、トイレの整備を先行して実施しました。

再整備についての説明会、パブリックコメントの結果では、参加者が少なく、また、再整備計画に対して、必ずしも十分な合意形成が取れていない状況でありました。

今後は、引き続き合意形成に向けての努力や、認知度の向上に向けて、今ある資源を活用した園地の魅力づくり事業を継続して取り組んでまいります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。まず2点ほど項目でご質問したんですけれども、道の駅について今までと違うのは、国道と町の中という言葉が出てきたかと思います。

私は初めて聞いたような気がするんですけども、初めてではないというなら、どこかで聞き逃したかなと思っておりますし、狩勝の再整備については、町長も感じておられるとおりのパブリックコメントの結果、参加者が少ないという中で、やはり町民の皆さんがどういうことを思っているのかを、なかなかつかめていないのかなという気がするんです。

そんな中で今ある資源を活用して園地の魅力づくりをということですから、どういう方向に向かうのか、やはり見えてこない気がしますので、もう少し考える必要があるのではないかと。今の状況ですとトイレと駐車場をそれぞれ設置しましたから、特に困ってはいないのかなというか、これは行政ではありませんけれども、民間の人たちがトラックとかを運営されておりますから、そういう人たちにとってはトイレが整備されたことはよかったのかなと思うんですが、ではそういった中で何億円も掛けて狩勝高原をどうするというのを、やはりもう一度検討する必要があるのではないかと私は思いますので、この辺が課題として残るのかなと思います。

公約実現に向けてはたいへん難しい問題があると思っています。さきほども申し上げましたが、それをすぐに解決するのはなかなか難しいかなと思っていますけれども、しかしこの間、私はいろんなところで質問をさせていただきました。今あげた2項目以外にも質問をさせてもらっているんですけども、なかなか進んでいないと思うんです。どこにその辺の問題があるのかというのを町長が考えていけば、またお聞かせ願いたいと思いますけれども、2016年にはそばの振興ということで話をさせていただきましたし、2017年にはコンパクトシティはどうするのか、機能的市街地の構想はということで話をさせていただきました。そういったことの実現に向けて議論をさせていただきましたけれども、これらの今後の実現性について、コンパクトシティについては一定程度伺ってはいますけれども、町の中に集約をしてということで大枠では分かる気もするんですけども、ではどういうふうに進めていくのか。そばの振興もしますという答弁をいただいて、言葉としてはあまりよくないのかもしれないのですが、私はそういうふうに取り扱っているんで、ではいつどのように振興していくのかというか、そのときに話したのは、どなたが来てもそば打ちを体験できるような施設があったらどうでしょうかという話をさせていただいたんですけども、あまり進んでないような、ニーズがないと思っておられるのか、その辺どうなのかと思っています。

それからさきほどもちょっと話がありました、駅前周辺整備ですね。商店街の振興と町民の人たちが憩える場、空間の整備ということで駅前を整備しようと考えておられたと思うんですが、公衆浴場もそろそろ建て替えなのか、大規模に修理するのか分かりませんが、そういう改修も必要になってくるのではないかと。それらをどういうふうにしていくのかということと、町長は4期目に入るときに町民の人から、「若い人が生涯やりやすい環境づくりを応援してください」、「子どもにとって明るい未来のあるまちづくりを期待しています」、「生産性を上げる体制づくり、町の指導を期待しています」というような声があったと思っています。これは新聞報道ですけども、町民の皆さんの声を聞いて今後のまちづくりをどう進めていくのか、そういうものがあればお聞かせ願いたいと思います。

苦言になるかもしれませんが、町民の皆さんの声があつて、町長は毎回スピード感をもって対応すると言っていたのですが、私も町民の皆さんもスピード感がある公約というか、そっちに向かっているととても思えないんです。いろんな課題があつ

て進めないというのは分かりますけれども、では今の状況はこうで、今後はこうなるといことは町民の皆さんには知らしめる必要があるのではないかと。そういうふうなことが欠けているのではないかという気がするんですけども、そうじゃないのであれば、また話を聞かせていただきたいと思いますけれども、今までの進ちょく状況についてどういうふうに考えているのか再度、お伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 町民の付託に応えるという立場で町長というポジションに就任させていただいております。その中でいろんな課題をいろんなかたと相談しながら公約づくりを含め、まちづくり総合計画を策定、見直し等進んできておりまして、なおかつ議員からも含め、町民からいろんな話をいただいております。

臨む姿勢というのはさきほど話をしたとおりであります。スピード感という問題をあえて話をさせていただきますけれども、やはり提案されたものにも無理なものは無理というのはあるんです。それから今は無理ですけども、時間を掛ければもしかしたら光が見えるかもしれない、というのもあるんです。「よし、これはやはりやれる」と、もしかしたら段階的に4つくらいに分かれるのではないかと、職員ともコミュニケーションを取りながら次どうするという話をしているというふうに思っております。その結果、職員もそれぞれいろんな悩みを抱えながら進んできているという認識をしておりまして、その結果が議員から話があるように、スピード感の「感」がないという印象になっているかと、そんなふうに思っております、そういった意味では申し訳ないかなというふうに思っております。

いずれにしても相手があること、それからお金の問題、いろんな問題の中でどう、町民との合意形成を含め、次につながることをしていかなければならないという、そういう気持ちは変わっておりませんので、期待に応えられるようにこれからも努力していきたいと思っております。それで、個別に具体的にありましたんで、あえて答弁できるものについては答弁させていただきたいと思えます。

まず道の駅、さきども話したとおりで、私も必要だと思っております。この間話をした、新得については追加インターチェンジは絶対必要だという認識も持っておりますし、国交省とのいろんなやりとりの中で追加インターチェンジだけを見ていったときに、人口の多いところ、車の量の多いところにはどうしてもかなわない、そこに新たな機能を持たせることによって、下にいる順位をいかに上にあげるかということの1つとして道の駅をぜひ併設させてくれと。そういったことで今までよりも点数が上がるのではないかとということで今提案をさせていただいているのが、追加インターチェンジに道の駅は必要であるというところにつながっております。この間、いろんなかたから国道という話もされました。それから議論の中で、駅を中心としたまちづくりは絶対必要だという声もある。それと同時に、道の駅でなくて「まちの駅」でいいのではないかという意見も今あります。そういったことを全体的に勘案しながら、どうするかというのが今の状況でありまして、それで道の駅の定義というものがあって、道の駅の定義というのは24時間のトイレですとか、駐車場とかそういった要件が確か4つだったと思っております。要件として2つでもいいのではないかと、そういったときには、いわゆる国交省の言う道の駅の定義からは外れますけれども、機能としてはそんなに劣るものではないのではないかと認識も持っておりますので、その辺も含めて新得のピーアールになる道の駅をどういうものにしていくかということのをこれからも悩んでいきたいと思ってい

ますし、なるべく議員の思うスピード感についても対応していきたいと思っております。

それから狩勝高原、議員も言われたように課題がたくさんあると思っております。狩勝高原は特にサホロエリア全体を考えなければならない部分があります。全体を考えると、現実にはやはり加森観光を含めたサホロリゾートをどうするのかという議論もあります。これらについてもきちんと整備をした上で、国道の北側、国道の南側とあえて分けていろんなことをしていかなければならないのか、場合によってはトータルで考えていかなければならない状況も今ありますので、これらについてもなかなか姿形を見せづらい部分もあるんですけれども、必要な高原と認識しておりますので、こちら辺についても地道な取り組みになるかもしれませんが、少しずつ整備をしていきたいと思っております。

それから、そばの振興の定義にはいろいろあると思っております。生産する面積、生産するかたがたの所得を上げる、それからそばを原料として出すのか、地元で加工して付加価値をさらに高めるのか、その上でそばを利用して手打ちをした中で、多くのかたに親しんでいただいて、その段階、段階があるかなと思っております。

議員からの話はそば道場という、手打ちができるという認識をした上で答弁をさせていただきますが、町内には現にそば道場といって手打ちをされているところもあります。地元のかたも利用されているし、当然不特定多数の町外のかたも利用されております。その結果、議員の話に出てくるそばを打つという意味でいくと、私は町内のかたをターゲットにしてわれわれ行政がやるのかということ、これはこれでやはりいろいろなかたに相談していかないとならないと思いますし、もう1つ、町民を対象にしたそばの打ち手という、そういった議論をしていくのであれば、これはこれでまたいろいろなかたと相談しなければならないと思います。この間も、担当の方からいろんな投げかけの中でそういった話をしている部分もあるんですけれども、では次につながるかと言われたら、現状ではなかなか次につながらない。しかし、では町としてやめるところまでの結論にもいっていないというのが現状でございまして、やはり担い手が必要という認識もあります。その辺の整理も必要かなと思っております。

それから駅前再整備の話がありました。これに関しても少し話をさせていただきます。

われわれ行政の方でこの間、平成27年度から手をつけて、法政大学といろいろやってきました。その後、商工会中心になってまた議論が深まってきています。両方の案を見るとさほど差はないというふうに私は認識をしていますので、その結果次どうするかであります。内部的には用途地域というのが駅前にありますので、その用途地域の問題をいかに早くクリアするかというのを勉強させていますので、これらについて今後どう整理をしていくのか。どうしてもやはりそこには民間企業の話がついて回りますので、こちら辺についてもどう整理をしていくのか、なおかつその民間企業の中にはJRの土地の問題もありますので、これについてもやはり整理していかなければならないかなということで準備を進めているところであります。

いずれにしても、なかなか議員から話のあるスピード感というもので目に見えたものがないという印象ですので、それは謙虚に受け止めて少しでも見えるよう努力をしていきたいと思います。

1つ漏れましたがコンパクトシティについてもこの間、空き地だけをターゲットにしていますけれども、私はちょっと住宅政策しか思いつかないので、なんとか町の中の空き地対策も含めて、町の中に人を集めるという中でコンパクトシティの実現化も含めて

対応していきたいと思っております。ちょっと答弁があちこち飛んでしまいましたが、いずれにしても少しでも期待に応えられるように努力をしていきたいと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 私もスピード感という話をするわけですが、全てがスピード感を持ってできるかというのと、町長もさきほどおっしゃいましたけれども、公約全てが実現できるかというのと、これは難しいと思うんです。これは認識しています。しかし、町長が町民のかたがたに公約した中身についてどうすると。最後におっしゃいましたけれども、やめる、やめないというのはなかなか難しいところもあるかもしれませんけれども、しかし、一定程度のそういう整備というのは私は必要でないかと思うんです。

これはいろいろ検討した結果、お金も掛かるし、町民の負担になるのであればやめざるを得ないという、そういう結論も必要ですし、今回私が一般質問させてもらって町長の答弁を聞いておりますと、こういう流れというか町長の話聞く機会というのは、私たちはあるにしても、町民の皆さんにはないんです。だから伝わってないんです。ですから、どういう方法が良いか分かりませんが、町民集会とか町民大会とか、そういったものを開いて毎年というのは難しいかもしれませんが、2年に1回くらいは、町長が公約したものは今こういうふうに進んでいますと、これはちょっと難しいかな、とかいう話は私はするべきだと思うんです。

私は今回質問したから議事録に載って目に見える人はいますけれども、みんながみんな議事録を見たり、インターネットを見て、町長がこういうことやって頑張っているな、となるかといったらこれはなかなか難しいと思うんです。ですから、私はそういう会議やなんかではいろんな話をさせていただいていますけれども、そうでなくて公約だけについて、町長のまちづくりだけについて皆さんに知らせる方法があってもいいような気がするんです。それは私の考えですから、町長とはまた違う考えになるかもしれませんけれども、ぜひその辺検討していただいて、できないならできないで仕方ないと思うんです。町民の合意形成ができなければできないわけですから、それも含めて、町長が私はこれはやりたいというものがあれば、それはきっちり言うていくことは必要かなと思うんです。それが私は政策だと思うんです。行政としてまちづくりでやらないとならないのは、さきほどもあったように総合計画とかそういったものがあるわけですから、ぜひ総合計画をローリングをかけていながらまちづくりをしていくわけで、それはそれで当然必要だし進めてもらわないとなりませんけれども、では浜田町長の公約はどうなんだという話。総合計画と似ているというか、同じようなものが入っているわけですから、それはそれで進んでいくのかなという気はしますけれども、もうちょっと思いを伝えるべきではないかと思うんです。

私たちが町民の皆さんから聞く声は、「浜田町長はどういうふうに考えているんだろう」ということで、それは町長に聞いてもらわないと私たちでは分からないというのが私たちの話なんです。そういうことがありますので、駅前もいろんな問題もそうですけれども、「どうするんだろう」、「お金も掛かるし、やめるんだろうか」、「このままでは新得の町はどんどん寂れていく」というのが町民の皆さんなんです。一定程度、早い時期に手をつけていかないと、ますます寂しい町になってしまうので、それがないようにぜひ取り組んでほしいというのが皆さんの思いだというふうに思っています。

ですから、最優先の課題となるかは分かりませんが、町長が今、駅前については企業

のかたもいれば個人のかたもいれば、土地の問題だとか計画段階の、国との問題やなんかがあるかもしれませんが、もうちょっと早めに進めていくべきではないかと思えますので、あまり苦言ばかり申し上げてもあれですからこの辺でやめますけれども、町長の公約ですから、役場の公約ではないですから、町長がどういうふうに思っているのかぜひ皆さんに伝えていくという心構えでやっていただければなということで再質問は終わります。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 私だけじゃないんですけれども、行政が今何に取り組んでいるのか、自分自身の公約を含めてですけれども、この動きを町民のかたに知っていただくということは私も大切なことだと認識しています。広報広聴活動もあります。それから後援会のかたがたが広報を作ったり、懇談会を開いていただいたり、そういった中で今、少しでも知っていただく努力をしているというふうに思っておりますので、さらに踏み込んだそういう動きをしていただく努力というのをこれからも考えてみますけれども、1つだけ、今の時期に話ができることとできないこと、これだけはやはりご理解はいただきたいと思っております、その辺が詰めの甘さも逆を言えばあるのかなという、そういった意味では反省する部分もあるんですけれども、いずれにしても、自分の約束したことがやはりどう実行するかが私の立場でありますので、さきほど言ったことができること、できないこと含めて、職員も含めてこれからも議論を深めて、少しでも皆さんにお返しできるように対応していきたいと思っております。以上であります。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 通告にしたがいまして1項目、ご質問させていただきます。

1. 高齢者への交通支援策を

現在、日本全体で高齢化が進む中、高齢者による交通事故が多発しております。スーパーに突っ込んだ、コンビニに飛び込んだなどの高齢者事故のニュースは、日常茶飯事であります。

これを受け、多くの自治体で高齢者のための交通事故防止に対する取り組みがなされています。特に運転免許自主返納を後押しする形で、支援策を設けている自治体も数多くあります。

新得町内では、テレビ報道がされるような事故は起きておりませんが、今後の交通事故防止を図るためにも、移動支援対策が必要と考えます。また、支援対象をある程度拡大することで、交通弱者、買い物弱者と言われる高齢者に対する福祉政策にも対応するものと考えます。町の考えをお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えをいたします。

新得町における75歳以上のドライバーのかたは457名となっております。75歳以上の人口に占める割合は36.8パーセントであり、町全体の自動車運転免許保有者の約11パーセントとなっております。

また、新得町内での人身交通事故の発生状況は、平成24年から平成29年までの6年間

で23件発生しました。そのうち3件が、75歳以上のかたが第一当事者となっている状況にあります。

自動車運転免許証の75歳以上の自主返納件数につきましては、新得町内では平成28年度が8名、平成29年度で20名のかたが運転免許証の自主返納を行っております。

交通事故防止の観点としての運転免許証自主返納者に対する対応ですが、町では、自主返納者に対する特別な助成は実施しておりませんが、管内のバス事業者においては、バス乗車時に運転経歴証明書の提示により通常運賃が半額（生活路線バス運賃補助区間は除く）で利用することができる区間もあります。

管内においての運転免許証自主返納者のかたに対しての交通費等の助成は、6自治体で何らかの助成を実施しております。

また、高齢者等のかたに対する交通に関する福祉支援策としては、町内に居住する65歳以上の要支援・要介護の認定を受けているかた、重度身体障がい者のかたがタクシーを利用する場合においては料金の一部、年1万円以内でございますが、助成を実施しております。

ご質問の町民のかたの運転免許自主返納者や交通弱者への対策検討として、今年度より、庁舎内関係各課による協議を実施しており、課題等、整理を行っているところであります。交通事故防止の観点からも、現行の福祉交通費助成制度の中で、内容について検討を進めていきたいと考えております。以上であります。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 高齢者に対する移動支援というのを管轄しているセクションが北海道にあるんですけれども、名前が長いです。「北海道環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全グループ」というところが北海道の移動支援をしている自治体をあげています。

ページ数だと51ページあり、これを全部あげるわけにはいかないので十勝に限定していいますと、どういうことをやっているか。すごいなと思ったのは例えば豊頃町。免許を自主返納した65歳以上のかたに初乗りといいますからたぶん550円のチケットを、24枚から36枚を配布する。それからコミュニティバスが無料、というのをやっています。

それから財政的には決してよとは言えない隣町なんですけれども、運転免許を自主返納をしたかたについては最大で1万2,000円のタクシーチケット。それから運転経歴証明書を提示すると2年間コミュニティバスが無料です。こういう政策をやっておられます。それ以外にいろいろやっている自治体があって、新得町も載っています。コミュニティバス運行100円。これ以上のことをやっている自治体は十勝管内で今数えただけでも10町村くらいあるということになります。

新得町では70歳以上で運転免許を持っているかたは平成29年度末で733名、その中で自主返納したかたが25名、そして平成30年6月末で、70歳以上で免許を持っているかたが788名、6月の段階で自主返納したかた9名おられます。何が言いたいかというと、今まで車を運転していたかたが運転免許を自主返納した瞬間に、俗に言う交通弱者という立場になってしまう。なぜ自分から自主返納したかということ、車の操作が最近おぼつかない、または家族から言われた等いろんな理由があって自主返納するんですが、その瞬間に交通弱者になってしまう。逆に言うと運転して、とんでもない事故を起こすよりはその方がいいだろうと、私の身近にも自主返納したかたがいます。

交通事故防止の観点から言えば、自主返納の背中を押すような行政の政策というもの

は必要なんじゃないかと。新得警察署もそういうことをやってもらえるとありがたいというような物言いをされておりました。

その上で、自主返納を1つの切り口として高齢者の移動支援というふうにしていけばよいのかなと。交通安全は町民課が所管することでありますけれども、高齢者の移動支援ということになると保健福祉課が担当になるかと思います。2つの課が話し合った上で、ぜひとも高齢者が住みやすい、生活しやすい環境を作るよう、なんとかできないものかと思ってます。最後に町長の考えを伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。一般論になりますけれども、自らが今までできた普通の生活が加齢とともに、場合によっては病気とともにできなくなるということは、私の周りのかたにもおられます。そういった意味で、少しでも新得町で生活をしていただくためにわれわれ行政、いろんなことを当然していかないといけないし、その中の1つに、できる範囲、できない範囲ありますけれども、交通弱者ということも念頭に置いて取り組んできているところであります。なおかつ、今、貴戸議員からありましたように、交通安全という切り口の中で、被害者にもならないし、当然、加害者にもならないというそういった観点で免許の自主返納、本当に本人はちょっと大変だと思うんですけども、家族のことや周りのことを考えるとやはり、決断をしていただかなければならないかなと、そんな思いもあります。そのときに、少しでも背中を押すための1つの政策ということの提言であります。われわれもその必要性については十分認識しております。既存の福祉政策と絡めた中で、どこまで今の提案に対して期待に応えられるか、これについてもさきほど話したとおり、交通関係の対策会議というものをもっていますので、その中には戦略室、保健福祉課、住民生活課、産業課も入って進めていますので、これらの議論の結果を見ながら、議員からの提案も含めて総合的に考えさせていただきたいと思います。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 今回、交通事故を防止するという観点からいろいろ調べていって、十勝管内にも結構積極的に取り組んでいる自治体があると。その中に隣町清水町があったんです。正直に言って非常に財政的には良くない町が、我が町よりもよい政策をしているのが非常に心に引っかかるものがあって、財政が苦しい中でよくこれだけの政策を打ち出しているなど、ある意味感心したところです。

町長の答弁の中に検討するという答弁がありましたけれども、やらない方の検討なのか、やる方の検討なのか、そこだけ最後お答えいただいて再々質問を終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 さきほどの長野議員の質問にも通じるものがあるかなと思ってますけれども、いずれにしても交通弱者という問題をどうするかというのは本当に大変な議論だなと思っておりますので、やるかやらないかと言われれば、やる方向で考えていきます。以上であります。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 私から1項目のみ。

1. 「タブレット導入」にともなう児童生徒の健康面等の具体的な対策は

文部科学省は平成25年度第2期教育振興基本計画等から教科指導等におけるICT（情報通信技術）機器の活用を方針化しました。機器の効果的な活用によって子どもたちの主体性・協働的な学びや学力の向上を実現することを目指して、情報活用能力の育成として、タブレット導入をモデル的にスタートしています。

今年度は屈足南小学校にICT教育推進として、情報化を円滑に確実に実施するため、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取り組みの参考として、「教育の情報化に関する手引き」が文部科学省から周知されていると聞きます。

一方で、タブレット機器の活用に伴う、学校現場の環境改善には一定の配慮が示されているものの、児童生徒への健康面や思考や創造性を担う脳の中枢への影響が不安視されているとも知らされています。以下の点について伺います。

1点は児童生徒のICT化に伴う、健康面の対策について具体的対策を伺います。現行では、「生徒の健康に配慮したICTを活用するためのガイドブック」が示されていると聞きます。現実的な対応はどうか。

2つ目に次年度以降、今年度の実証を受けて各学校に導入されると聞きますが、健康や学力に対応する具体策はどうか。

3つ目に児童生徒以外にも、関係者父母に対する導入に伴うさまざまな教材の扱い等も含めた対応はどのように考えているのか、伺います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

ICT機器を活用した教育の推進は、これまでもパソコンや投影機、大型テレビ、iPadなどを導入し、それぞれの機能を生かした学習指導を行ってきましたが、学習指導要領の改訂により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を進めていく中で、情報活用能力の育成が重要となっております。

今後、それらに対応していくため、今年度、モデル的に屈足南小学校にタブレットを導入し、その効果等を検証しながら他の小中学校への導入を検討することとしております。

その上で、1点目のICT化に伴う健康面への対応でございますが、タブレットをはじめとしたICT機器を使用することにより、子どもたちに健康面への影響が懸念される点は、ディスプレイを長時間見ることによるドライアイ、視力の低下、姿勢の悪化、電磁波の影響などとされておりますが、授業での使用時間程度であれば、影響は少ないと言われており、文部科学省においてそれらの留意点をまとめたガイドブックの留意事項に沿いながら、適切な使用に努めていきたいと考えております。

また、2点目の次年度以降に他の学校に導入した場合の対応につきましても、同様に影響が出ないよう留意しながら適切に使用をしていきたいと思っております。

3点目の関係父母に対する取り扱い等も含めた対応についてでございますが、今のところタブレットは授業や学校行事に限って使用するものとしており、家庭に持ち帰って利用することは考えておりません。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 3点についてお答えいただきました。1点については影響は少ない、あるいは学校に限り使用するので家庭に持ち帰ることはないということがだいたいのまとめかと思いますが、再質問としてまず、第1点目の回答について、ICT機器の使用は今回モデル的に屈足南小学校に30台くらい導入し、活用されていると聞きますが、ICT教育の推進は文科省では学習用デジタル教科書の在り方を検討する、いわゆる「デジタル教科書の位置付けに関する検討会議」これは平成16年度に行われているんですが、そこでは2020年まで、あと2年後ですけれども、それまでに導入が可能な環境整備をするとしています。つまり、今回のモデル的な導入は教育方針の計画的な実施に向けた試行と受け止められるものの、将来近々のうちに本格導入するものと受け止められます。そんな情勢も受け止め、児童生徒の健康面に配慮する対策が、私は必至の条件ではないだろうかと考えているところであります。

回答でも、児童生徒の健康面でご指摘されているように、ICT化に伴う影響は今言ったドライアイ、視力の低下、姿勢の悪化、電磁波の影響等、一般的に言われています。

ここで帯広市の教育委員会が調査したものも私は聞いているんですが、これは平成28年度の調査ですが、今日のICT機器の普及・活用で子どもたちへの利用は飛躍的に進んでいる。これは一般的なことで、学校でという意味ではないんですけれども、児童生徒への情報通信機器等を持っている小中学生は約8割以上だという調査結果が出ています。その結果、勉強や睡眠に影響しているということが10パーセントから35パーセントくらいまでであるという調査結果が出ていると。

健康面に関して、文科省もガイドブックの留意事項に沿えば、というようなことを書いてありますが、率直に言ってこのガイドブックには健康面に直接触れるような部分がなくて、たいへん不十分と受け止めざるを得ません。ガイドブックには確かに教室の窓や照明の光の反射を防ぐタブレットの画面の反射防止加工を施す等々、環境対策が主なものとなっております。このことも、必要な対策ですから私は理解しますが、企業や事業所ではすでに10年くらい前から「労働安全衛生管理マネジメントシステムに関する指針」というものも出ておまして、当然、時間規制等々が網羅されて現実的には運用されているように思うのであります。

今回の私の第1の質問の具体的な求めとしてはやはり、児童生徒にも1日の総使用時間、一連続使用時間、あるいは作業休止時間の確保だとか小休止の回数等々、厳格な使用時間の制限が必要ではないかと、私としては思っているところであります。

残念ながらガイドブックでは全く触れられていませんので、学校ではそんなに使用しないからいいだろうというようなご回答だったのですが、やはり今後の問題として、教育長の再度のご答弁をいただければありがたいと思います。

2点目の関係については、1点目の、今後、他の学校というか町内の学校にそれぞれ導入するということですから、基本的にほぼ同じ視点での問題提起ですのでよろしくお願いします。

3点目の関係です。タブレット導入は授業や学校行事に限って使用する回答と思います。家に持ち帰らないといいますが、確かにモデル的な導入はそのように受け止めます。

しかしながら、私が指摘したいのは、いずれ文科省は、前後するだろうとは思いますが、2020年までに実用化する、具体策を取るということでガイドブック等にも触れられています。したがって、今直ちにタブレットを家庭に持ち帰ることはないとは思いますが、しかしながら、タブレット化した場合2020年頃までに本格導入、あるいはその

前後に容認されとなりますと、授業の進めかたや要領、文科省は今は併用すると言っていますけれども、現在使われている紙による教科書はなくなるとも言っております。つまりタブレット、ＩＣＴだけでやるということです。

したがって、予習、復習、研修等々さまざまな対応が変わってくるものと思います。さらに、社会的にはタブレットも含めて、さきほどの帯広市教育委員会の調査でもいわれるように、情報機器は児童生徒にかなり浸透、普及していくような状況もあります。学力が向上する、授業の効率性が高まる等、確かに否定できませんが、逆にそのことにより、臨床心理学者等々が指摘しているように頻繁に使用する生徒の学習成果は読解力が低下する、会話が低下する、注意力が散漫になる、授業に集中できない、考える過程を理解せず、即座に正解が出てくると思って正解を即にはしがる傾向が強まる等々、大きく社会的に見ると、道徳や不安を押さえる能力が身につかないのではないかと、人が人間らしくする行為に欠落が生じるのではないかと、というたいへん深刻な調査も学者の皆さんは指摘しています。

今すぐ対策が必要というより、今後必ずや是正や利用について、生徒も含めて利活用の在り方については大きな課題になると思います。今から意識する取り組みを、タブレット導入とともに必要な取り組みを求めたいと思っております。

したがってこういった面に学校の利用と健康対策、家庭の理解と協力等々の関係についてもいま一度、教育長の答えをいただきたいと思っております。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 文部科学省の調査の中ではＩＣＴ活用によりまして、児童生徒が学習に集中できて、楽しく学習ができて学習に対する子どもたちの意欲だとか積極性、達成感が表れて学力向上につながっている、というような調査の結果が出ておりまして、今年度、新得ではモデル事業として、屈足南小学校に２学期からタブレットを30台導入しましてまだ数週間しかたっていませんけれども、先生がたからは楽しく学べて分かりやすい学習になっているという効果があると聞いているところであります。

その反面、今言われましたように目や体に対する健康面の影響でありますけれども、現在の利用の状況ですが、国語だとか理科、生活などの授業で活用しておりますけれども、１コマ45分の授業のうち10分から15分間程度利用しております、連続した長時間の利用ではありませんので、健康面の影響は極めて少ないのかなと考えているところであります。今後も利用するにあたりまして、利用時間の制限等子どもたちの体へ影響のないように学校と連携を持ちながら取り進めていきたいと思っております。また他の学校に導入されたとしても同様に取り進めていきたいと思っております。

それから３点目のことですが、将来におけるタブレットの導入条件についてはまだ具体的に見えないところもありますけれども、学校での取り扱いについては利用時間に配慮しながら文科省のガイドブックに沿って学校と連携していきたいと思っております。

また、家庭での利用はさきほど言ったように今のところ考えておりませんが、将来そういう家庭で利用することになった場合については、十分に保護者と学校と連携を取りながらそれぞれ理解して協力しながら取り進めていきたいと考えております。以上であります。

◎菊地康雄議長 ８番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 今日段階、教育長の答弁でだいたい受け止めておきますが、率直にこ

ういった新しい取り組みというのはバックすることはまずないだろうと思っております。さきほども私が申し上げたとおり、たぶん学校にはタブレットしかない、あるいはソフトがあるのでそれを足していく。今のように教科書を何十冊も背負っていくような時代はもう5年くらいの間にはなくなるだろう。タブレットを家庭にも持ち帰るし、家庭の中でもそういうものがあるだろう、こんな時代が来るのではないかと考えております。

したがって、さきほども文科省のガイドブックでさまざま勉強をさせてもらいましたが、ここにもICT活用による児童生徒の健康面の影響等に関する配慮については学校における取り組みだけでは十分ではありません。学校と家庭が適宜情報共有を図った上で、両者が連携を取り組む必要がありますと、ICT機器を利用する際の姿勢や適正化や、家庭におけるICT機器の利用の仕方など家庭での保護者による指導を促す内容もこのガイドブックに掲載しております。ですから、文科省が全く考えていませんよということまで私も言うつもりはありませんけれども、どうか今は試行的な導入、来年以降も他の学校にも入るだろうということですから、私はこの際、全ての学校、他町村も含めてうたわれているわけではないですけれども、新得町独自の健康に配慮した、あるいは家庭も含めた連携も含めた体制について教育長としても取り組んでいただけるように最後に伺って終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 今のところさきほども申しましたけれども、導入したばかりでありますから文科省のガイドブックに沿った取り組みによって行っていきたいと思っておりますけれども、今後タブレットを使っていく中で、検証しながらしていきたいなと思っております。その中で必要が出てきたら、学校と協議しながら独自のものができるかどうか検討も必要であればと思っておりますので、ご理解をたまわりたいと思います。以上でございます。

[廣山輝男議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月15日から9月17日までの3日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、9月15日から9月17日までの3日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時04分)

平成30年第3回新得町議会定例会（第3号）

平成30年9月18日（火曜日）午後1時30分開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議 案 第 6 2 号	平成30年度新得町一般会計補正予算
2	議 案 第 6 3 号	平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
3	議 案 第 6 4 号	議員派遣の件
4	認 定 第 1 号	新得町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査結果報告書
5	認 定 第 2 号	新得町水道事業会計決算特別委員会の審査結果報告書
6	意 見 案 第 7 号	審査結果について
7	意 見 案 第 8 号	J R 根室本線新得一東鹿越間の早期災害復旧と路線維持を求める意見書
8		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

議案第62号 平成30年度新得町一般会計補正予算

議案第63号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議案第64号 議員派遣の件

認定第1号 新得町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査結果報告書

認定第2号 新得町水道事業会計決算特別委員会の審査結果報告書

意見案第7号 審査結果について

意見案第8号 J R 根室本線新得一東鹿越間の早期災害復旧と路線維持を求める
意見書

閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（１２人）

1 番 長 野 章 議員
 3 番 湯 浅 佳 春 議員
 5 番 貴 戸 愛 三 議員
 7 番 湯 浅 真 希 議員
 9 番 柴 田 信 昭 議員
 11 番 高 橋 浩 一 議員

2 番 村 田 博 議員
 4 番 佐 藤 幹 也 議員
 6 番 若 杉 政 敏 議員
 8 番 廣 山 輝 男 議員
 10 番 吉 川 幸 一 議員
 12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査 委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務 課	長	渡	辺	裕
地	域 戦 略 室	長	東	川	恭
町	民 課	長	鈴	木	貞
保	健 福 祉 課	長	坂	田	洋
施	設 課	長	初	山	一
産	業 課	長	石	塚	將
税	務 出 納 課	長	佐 々 木	村	隼
児	童 保 育 課	長	中	村	勝
消	防 主	幹	小	関	和
総	務 課	長 補	長	濱	
産	業 課	長 補	福	原	浩
産	業 課	長 補	桑	野	恒
屈	足 支 所	長	中	村	吉
児	童 保 育 課	長 補	桂	田	
庶	務 防 災 係	長	小	林	健
財	政 係	長	本	郷	

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 校 教 育 課 長	佐 藤 博 行
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦

学 校 教 育 課 長 補 佐 安 達 貴 広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 岡 村 力 蔵

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 場 め ぐ み
書 記	菊 地 克 浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 13時30分)

◎諸般の報告（第3号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第62号 平成30年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第62号、平成30年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第62号、平成30年度新得町一般会計補正予算、第5号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292万9,000円を追加し、予算の総額を75億8,011万9,000円とするものでございます。

9ページ歳出をお開きください。2款、総務費、財政調整基金費、25節、積立金では、今回の補正に伴う財源調整として財政調整基金積立金を、企画費、25節、積立金では、寄附金を財源としてふるさと思いやり基金積立金を、それぞれ新たに計上してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。6款、農林水産業費は、財源の移動のみの補正でございます。

11ページに移りまして、14款、災害復旧費では、9月6日に発生しました北海道胆振東部地震および直後に発生した停電の被害に対応することを目的に、新たに事業を設けてございます。災害対応費、3節、職員手当等から、28節、繰出金では、今回の被害に係る全般経費として、職員等の人件費、避難所・本部運営の経費および破損した機器修繕に係る需用費、クリーニングに係る手数料、公共下水道事業の災害対応に係る繰出金を新たに計上してございます。

6ページ歳入にお戻りください。17款、寄附金、総務費寄附金では、地域振興用として1件のご寄付をいただきましたので、総務管理費寄附金を増額してございます。

7ページに移りまして、18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。20款、諸収入、還付金及び返還金では、災害復旧費の補正に伴う財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、

吉川議員。

◎吉川幸一議員 11ページの今ご説明いただいた備荒資金から職員手当、賃金、いろいろ出ているんですけど、備荒資金の条例というか使用目的、その他もろもろあると思うんですけど、これはよその町の災害にも使えるような形になっているのかどうか、ご説明願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時35分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時40分)

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。備荒資金につきましては、町内の災害対応が起きたものに対して、備荒資金を財源として対応していくという考え方にあります。

その上で今回の災害につきましては、震源地は新得町ではないということになりますし、全道的な停電も新得町ではないということになりますけれども、今回の対応につきましては職員手当も含めまして、全て新得町内で起きたことに対しての災害対応ということで支出しておりますので、今回の地震対応事業については新得町内の起きたことに対する職員の対応ですとか、新得町内で掛かった部分に対する支出となっております。以上です。

◎菊地康雄議長 10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 今の説明で私は納得がいくんですけど、こういう書き方をしたら勘違いするのは私1人かなと思うんです。もうちょっと予算書の中で書き方を研究してくれると、これだともう完全に行った人のお金と思うのは、これからも何回かこういうことがあって出たとき、私以外に手を上げる人がいるかもしれない。答弁はいいですけど、もう少しこういうお金の使い道のときに細かく書いてくれるのはいいけれども、研究の余地ありのような予算書の書き方だと思うので、課長の頭の良いところで研究してみてください。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第62号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第63号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第63号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補

正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎**金田將副町長** 議案第63号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万1,000円を追加し、予算の総額を3億4,081万7,000円とするものでございます。

7ページ歳出をお開きください。1款、事業費、11節、需用費では、災害対応に係る燃料費および修繕料を、それぞれ増額してございます。12節、役務費では、停電時の下水道汚水吸引および仮設電源配線に係る災害対応手数料を、14節、使用料及び賃借料では、発電機借り上げに係る機械借上料を、それぞれ新たに計上してございます。

6ページ歳入にお戻りください。5款、繰入金、一般会計繰入金では、今回の財源として災害補てん的繰入を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎**菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎**菊地康雄議長** 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第64号 議員派遣の件

◎**菊地康雄議長** 日程第3、議案第64号、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱い、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

◎日程第４ 認定第１号 新得町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査結果報告書

◎菊地康雄議長 日程第４、認定第１号、平成29年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査結果報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎菊地康雄議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査結果報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、平成29年度新得町各会計歳入歳出決算認定について、これを認定することに決しました。

◎日程第５ 認定第２号 新得町水道事業会計決算特別委員会の審査結果報告書

◎菊地康雄議長 日程第５、認定第２号、平成29年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査結果報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎菊地康雄議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査結果報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、平成29年度新得町水道事業会計決算認定について、これを認定することに決しました。

◎日程第６ 意見案第７号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第６、意見案第７号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第３項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第７号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第7 意見案第8号 JR根室本線新得～東鹿越間の早期災害復旧と路線維持を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第7、意見案第8号、JR根室本線新得～東鹿越間の早期災害復旧と路線維持を求める意見書を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。貴戸愛三議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 意見案第8号、JR根室本線新得～東鹿越間の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の提案理由についてご説明いたします。

提案理由については意見書の朗読をもって説明に変えさせていただきたいと思いますので、次のページをお開きください。

JR根室本線新得～東鹿越間の早期災害復旧と路線維持を求める意見書。

平成30年9月6日北海道胆振東部地震が発生して震度7という激震に見舞われ、厚真町近隣の直接被災と併せてブラックアウトによる全道規模の大停電と、JR北海道各路線不通という大惨事に至りました。

大部分の鉄路は緊急点検が終わりしだい復旧しておりますが、震源地付近の鉄路には歪みが発生し復旧に時間が掛かる見込みです。特に道央と道東を結ぶ石勝線にも直接被災が及んでいます。

いまだ余震が続いていて気の抜けない毎日を過ごしておりますが、地震直前に来襲した台風の影響もあり被害が拡大しました。これらの複合した状況が今後も続くと考えられております。

近年、いっどこで起きてもおかしくない自然災害に対し、住民の安全・安心した暮らしを支えるためには、さまざまな対策を講じることが重要となってきています。その一つに災害時における公共交通の路線の確保が重要となります。今回の大惨事から、農産物などの物流の停止や北海道観光に打撃を受けている中で、あらためて道東と道北の圏域を結ぶ路線および幹線の代替路線として鉄路の必要性が認識されました。

いつ起こるか分からない自然災害に対応すべく、平成28年8月台風10号によるJR根室本線新得～東鹿越間の早期災害復旧と新得～富良野間の路線維持を再度強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議をお願いいたします。

(発言の訂正)

[貴戸愛三議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第8号を採決いたします。
本件に関する意見案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、意見案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成30年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 13時54分)
